資料⑤

加工用米・輸出用米、麦・大豆・高収益作物等推進の考え方（案）

１．加工用米・輸出用米

（１）需要動向等

ア．加工用米

○酒造用等の高価格帯需要向けの量的拡大は限界。
○味噌・醤油・米菓等の低価格帯を目指す。

イ．輸出用米

○東南アジア、欧州向けを中心に令和３年産の２倍を目指し、輸出規制が解除されたアメリカ向けも視野に入れて取り組む。
○欧州はコロナ禍の影響により需要は停滞、東南アジアは価格競争が激しい状況に変わりがないとともに、海上運賃等諸掛かりが高騰。

（２）取り組み方向

○以上から、一部輸出用コシヒカリを除き、多収品種を中心に低コスト生産により、「水田リノベーション事業」を活用して取り組む。

２．麦・大豆・そば

（１）麦・大豆は、今後の取り組み方針にもとづく目標にもとづき、主産地や営農再開地域及び既存団地（１ｈａ以上）を中心に作付け推進を行う。
（２）麦・大豆とも需要に応じた品種への転換を行いながら推進。
（３）そばは、主要品種である「会津のかおり」の他、地域の特色ある在来種の作付を推進し、県内における需要拡大に取り組む。
（４）排水対策の徹底による単収向上を推進。
（５）国の「水田リノベーション事業」「麦・大豆増産プロジェクト」の推進予算も活用。

３．高収益作物等

（１）園芸作物

○全県的に「水田農業高収益化推進計画」にもとづき、産地形成に着実に取り組む。

（２）地力増進作物

〇過去の地力増進作物の取り組み地域および環境保全型直接支払交付金の取り組み地域を中心として、取り組み拡大を促進する。

（３）青刈りとうもろこし

〇令和３年産までの取り組みがある地域農業再生協議会をベースに生産拡大を促進する。

以上

＜添付資料＞

〇資料⑤-1 福島県産麦の今後の取り扱い方針
〇資料⑤-2 福島県産大豆の今後の取り扱い方針
〇資料⑤-3 水田農業高収益化推進計画（案）概要
〇資料⑤-4 地力増進作物の推進
〇資料⑤-5 青刈りとうもろこしの推進

資料⑤-1

福島県産麦の今後の取り扱い方針

福島県水田農業産地
づくり対策等推進会議
福島県水田畑作課
ＪＡ福島中央会
ＪＡ全農福島県本部

はじめに

○福島県産麦は、平成２３年３月に発生した東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、需要構造が大幅に変化し、現状の生産規模は作付面積で震災前の約８９％の水準（令和２年産）にとどまっている。

○一方、浜通りを中心とする営農再開地域および各地の大規模生産組織において、麦は水田における土地利用型作物の作付体系上、今後とも重要な作物として位置づけられる。

○ついては、福島県産麦をめぐる現状と、それを踏まえた今後の取り扱いの考え方を提示し、具体化をすすめる。

福島県における麦作の現状・課題

１．生産面

（１）作付面積の推移

○小麦は現在、震災前の作付面積の９３％水準まで回復。特に浜通りでは営農再開により、面積が震災前以上に拡大。

（２）県内団地の水田作付面積

○作付け面積のうち、約６０％が１ｈａ以上作付けの団地で生産されている状況。

（３）令和３年産小麦の品種別作付面積

○現状「きぬあずま」が全体作付面積の約４８％を占める。しかし「きぬあずま」は他県での作付はなく、福島県のみで栽培されている状況。

○「きぬあずま」「ゆきちから」は県奨励品種、「さとのそら」は関東地区での主力品種で令和２年産までＪＡ全農福島県本部が相馬地区で展示ほを設置し、試験栽培を実施。

（４）単収の推移

○会津地区での単収が低く、銘柄としては「ゆきちから」の単収が低い状況。

○作付面積の推移

単位：ha

麦種	地域	H22年産	R元年産	R２年産	R３年産(※)
小麦	中通り	73	58	68	51
	浜通り	164	187	228	234
	会津	204	113	113	92
	計	441	358	409	377
大麦	全域	41	11	20	28
合計		482	369	429	405

注）Ｒ３年産は全農の出荷契約面積を記載。

○県内団地の水田作付面積

単位：ha

団地面積	H22年産	H24年産	R元年産	R２年産
中通り	16	16	13	12
浜通り	192	87	188	203
会津	143	70	46	52
計	350	172	247	267

注）県調べ、県内で１ha以上麦作付している団地の水田面積。

○令和３年産小麦の品種別作付面積

単位：ha、％

品種	面積	比率
きぬあずま	181	48
ゆきちから	165	44
さとのそら	27	7
その他	4	1
計	377	100

注）全農の出荷契約ベースの面積の比率

○単収の推移

単位：kg/10a

麦種	品種	H22年産（※）	R元年産	R２年産	R３年産（※）
小麦	きぬあずま	－	457	304	292
	ゆきちから	－	85	151	156
	さとのそら	－	－	286	222
	計	148	283	248	227
大麦		198	259	230	134
計		152	283	248	220

注１）H22年産（※）単収は、農林水産統計の県単収を記載。
注２）Ｒ３年産（※）単収は全農の出荷契約面積を記載。

２．需要面

（１）小麦

○「きぬあずま」

・震災以降、学校給食における県産麦使用製品の需要がなくなり、この状況は現在も継続。このため、最終需要が固定せず、円滑な使用・消費が困難な状況。

○「ゆきちから」

・県内においてパン・麺用として需要は一定量存在。しかしながら生産量が少なく、製粉・販売に苦慮。

○「さとのそら」

・関東地区での主力品種。一部需要者からは、混合して使用できるので「きぬあずま」より使用しやすいとの評価。

（２）大麦

○現在、生産量が少なく、実質県内需要者の使用はなく、他県の精麦業者で使用。

３．課題

○需要面から「きぬあずま」を中心とした生産・販売の継続は困難。
大胆な品種転換の検討と新たな需要の確保が必要。

○地域によっては単収が低く、十分収入が確保できない状態が継続しており、生産技術、生産意欲に課題がある。

○大麦については生産量が少なく、継続的な生産販売に課題がある。

単位：ﾄﾝ

販売先	品種	契約数量
Ａ製粉	きぬあずま	46
	ゆきちから	156
	その他	2
	計	204
Ｂ製粉	きぬあずま	443
	さとのそら	75
	計	517
Ｃ精麦	大麦	10
合計		732

今後の取り扱いの考え方

１．麦作の位置づけ

○相双地区においては、営農再開がすすむなか、水稲だけでの規模拡大は限界。このため麦の位置づけは今後高まっていく。

○その他地域においても大規模生産組織を中心として、水田作における主要作目として麦作の生産拡大・定着を図るとともに生産性を向上させる。

２．生産目標面積

○令和６年産で５００ｈａを目標として、地域別・麦種別・銘柄別の生産計画を策定（内容、別添のとおり）。

３．麦種・品種の取り扱い

○小麦

・「きぬあずま」から「さとのそら」「ゆきちから」主体の作付体系への転換をすすめる。

・「きぬあずま」から他品種への転換は令和６年までの完了を目指す。

○大麦

・地域の６次化等の固定需要を除き、基本的に全て小麦へ転換する。

４．技術対策

○生産性向上のため、排水対策、赤かび病防除等の基本技術の徹底を図り、そのためモデルとなる生産組織の取り組みを紹介する。

○「さとのそら」については、相馬地区に展示ほを設置し、技術対策の普及・徹底を図る。

５．種子対策

○「さとのそら」については、奨励品種決定調査を早期にすすめる。

○当面の間「さとのそら」の種子については米改良協会を通じて他県から供給。

６．安全安心対策

○放射能検査対応

・穀類の緊急時環境放射線モニタリング検査を各市町村ごと（被災１２市町村は、旧市町村ごと）に実施し、安全性を確認する。

○赤かび病対策

・現地生産者に対する技術情報誌の発行や、航空防除関係者との情報共有により、効果的な適期防除を実施していく。

７．実需者対応

○麦種別に定期的に需要者との意見交換を実施し、需要者ごとに対応した品種の生産を進め、播種前契約の実施を目指す。

地域別・銘柄別等作付計画

１．県内の麦類作付面積の推移と、令和６年産までの作付計画

○小麦は、浜通り相双地区の営農再開地区の水田を中心に、作付拡大を目指す。
○中通り・会津は、麦の作付地域が限られており、大規模な面積拡大の見込みは低いことから、既存の作付地域を中心に、面積を維持。

小麦の県内作付推移と作付計画（素案）

単位：ha

地域	H22年産	H23年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産（計画）	R6年産（計画）
中通り	73	59	57	68	50	51	50	55
浜通り	164	162	190	228	234	237	285	325
会津	204	207	113	113	92	119	120	120
合計	441	428	360	409	376	407	455	500

※R2年産までの各地域面積は、農林水産統計値を参照
※R3、4年産の面積は、全農福島の出荷契約面積より算出
※R5～R6年産の計画面積は、各地域の面積推移を参考に作成

２．品種別作付計画

（１）中通り

○実需者の固定需要を除き、「きぬあずま」から「ゆきちから」への転換促進。

（２）会津

○「ゆきちから」の作付を維持。

（３）浜通り

○現状、主要品種である「きぬあずま」について、実需者の固定需要を除き、「ゆきちから」「さとのそら」への転換を促進。

麦類の品種別作付計画　　単位：ｈａ

麦種	品種	地域	Ｒ２年産	Ｒ３年産	Ｒ４年産	Ｒ５年産（計画）	Ｒ６年産（計画）
小麦	きぬあずま	中通り	34	29	33	30	20
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	153	152	137	80	20
	計		187	181	170	110	40
	さとのそら	中通り	0	0	0	0	15
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	29	27	22	130	230
	計		29	27	22	130	245
	ゆきちから	中通り	32	19	16	20	20
		会津	112	92	119	120	120
		浜通り	46	55	78	75	75
	計		190	166	213	215	215
	その他品種		3	2	2	0	0
	合計		409	376	407	455	500

※Ｒ２年産の品種別作付面積は、県調べ

※Ｒ３、４年産の品種別の面積計は、全農福島の出荷契約面積を参照

３．単収目標

○浜通りで「きぬあずま」より低収の小麦「さとのそら」について、収量確保の栽培技術を確立し、「きぬあずま」と同等の単収３５０kg/10aを目指す。

○会津の「ゆきちから」は、基本技術の励行により、単収１５０kg/10aを目指す。

単位：kg/10a

麦種	品種	地域	Ｒ２年産	Ｒ３年産	Ｒ４年産（計画）	Ｒ５年産（計画）	Ｒ６年産（計画）
小麦	きぬあずま	中通り	221	184	200	200	200
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	304	296	350	350	350
	計		291	278	－	－	－
	さとのそら	中通り	0	0	0	0	200
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	302	277	300	350	350
	計		302	277	－	－	－
	ゆきちから	中通り	194	113	200	200	200
		会津	65	74	80	120	150
		浜通り	219	451	320	320	320
	計		139	204	－	－	－
	その他品種		－	－	0	0	0
	合計		248	227	243	261	272

※Ｒ２、３年産の品種別単収は、全農福島の出荷数量より算出

単位：ﾄﾝ

麦種	品種	地域	Ｒ２年産	Ｒ３年産	Ｒ４年産（計画）	Ｒ５年産（計画）	Ｒ６年産（計画）
小麦	きぬあずま	中通り	75	53	66	60	40
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	465	449	480	280	70
	計		543	503	546	340	110
	さとのそら	中通り	0	0	0	0	30
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	88	75	66	455	805
	計		88	75	66	455	835
	ゆきちから	中通り	62	22	32	40	40
		会津	73	68	95	144	180
		浜通り	101	248	250	240	240
	計		263	338	377	424	460
	その他品種		－	－	0	0	0
	合計		1,014	854	988	1,219	1,405

※Ｒ２年産の生産量合計は、農林水産統計より

※Ｒ３年産の生産量合計は、全農福島の出荷契約面積より算出

資料⑤-2

福島県産大豆の今後の取り扱い方針

福島県水田農業産地
づくり対策等推進会議
福島県水田畑作課
ＪＡ福島中央会
ＪＡ全農福島県本部

はじめに

○福島県産大豆は、平成２３年３月に発生した東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、需要構造が大幅に変化し、現状の生産規模は団地面積で震災前の約６５％の水準（令和２年産）にとどまっている。

○一方、浜通りを中心とする営農再開地域および各地の大規模生産組織において、大豆は水田における土地利用型作物の作付体系上、今後とも重要な作物として位置づけられる。

○ついては、福島県産大豆をめぐる現状と、それを踏まえた今後の取り扱いの方向性についての考え方を提示し、具体化をすすめる。

福島県における大豆の現状・課題

１．生産面

（１）作付面積の推移、団地の状況

○相双の営農再開により、浜通りでは大豆の作付面積が震災直後から徐々に回復傾向にあるが、中通り・会津では、作付面積の減少が続いている。

○商品流通する大豆の大部分は、団地化された産地で生産されているが、令和３年産で団地での作付け面積は８００ｈａ弱と推定され、近年浜通りの作付けが拡大している。

（２）品種別作付動向

○銘柄は里のほほえみの作付けが５８％を占めており、タチナガハ２３％、あやこがね１１％と続き、あやこがねは会津中心の作付けとなっている。

（３）単収の推移

○単収は、年産・地域によって変動があるが、全体として低く概ね１２０ｋｇ／１０ａ程度で推移し、中通りの単収が低い傾向にある。

県内大豆団地の水田作付面積

単位：ha

地域	H22年産	H23年産	H24年産	R元年産	R2年産	R3年産
中通り	220	339	314	185	167	
浜通り	541	148	162	365	356	
会津	307	327	288	204	176	
合計	1,067	814	764	754	699	781

※県調べ。県内で１ha以上大豆作付している団地の水田面

※令和３年産の数値は、全農福島の出荷契約面積

県産大豆の検査数量

単位：t

	H22年産	H23年産	H24年産	R元年産	R２年産
普通大豆	894	1066	1095	686	1038
特定大豆	277	288	182	113	122
合計	1,171	1,354	1,277	799	1,160

※農林水産統計より

県産大豆の地域別・品種別作付面積

単位：ha・%

地区名	品種	R元年産	R２年産	R３年産
中通り	里のほほえみ	149	166	
	あやこがね	11	11	
	タチナガハ	107	57	
会津	里のほほえみ	10	11	
	あやこがね	133	71	
	タチナガハ	16	13	
浜通り	里のほほえみ	127	172	
	タチナガハ	292	225	
合計		845	726	0
里のほほえみ		286	349	491
あやこがね		144	82	97
タチナガハ		415	295	193
合計		845	726	781
里のほほえみ		34	41	58
あやこがね		17	10	11
タチナガハ		49	35	23
合計		100	86	92

※全農福島の出荷契約面積

２．需要面

（１）里のほほえみ

○県内外の実需者へ、豆腐、味噌、納豆（ひきわり）等の原料として販売されている。北陸、関東を中心に他県でも広く作付されている。

（２）タチナガハ

○県内の実需者を中心に、豆腐、味噌等の原料として一定の需要がある他、一部県外の加工業者からも、味噌の原料として需要がある。

（３）あやこがね

○県内の実需者に、豆腐、味噌、醤油、納豆等の原料として使用されている。「会津産あやこがね」を100％使用した加工品（納豆、味噌）が販売されるなど、一定の需要がある。

単位：ha、t

品種	契約面積	契約数量
タチナガハ	193	280
里のほほえみ	491	732
あやこがね	97	132
合計	781	1,144

※令和２年産の全農福島出荷契約面積・数量

３．課題

（１）生産面

○地域の生産者により、適期作業や排水対策、雑草防除が不十分なほ場があり、収量・品質が全国平均より低い。

（２）品種面

○「タチナガハ」は平成８年に奨励品種に採用されてから年数が経過しており、小粒化など、形質の劣化が懸念される。

○「あやこがね」は「大豆黒根腐病」の病害耐性が弱く、会津の一部団地でも発生が確認されており、今後発生の拡大が懸念される。

（３）実需面

○県内の実需者、加工業者からは、加工しやすさや製品の食味が優れるとの評価から、「タチナガハ」「あやこがね」を望む声もあり、「タチナガハ」「あやこがね」の固定需要と、「里のほほえみ」の実需者需要の把握が必要となっている。

今後の取り扱いの考え方

１．大豆作の位置づけ

○相双地域においては、営農再開が進む中、担い手一戸当たりの経営面積が拡大傾向にあり、水稲以外の主要な土地利用型作物として、大豆の作付拡大が見込まれる。

○その他の地域においては、需要に応じた米作りの推進と併せて、既存団地の水田を中心に、大豆の作付拡大と、基本技術の励行による生産性向上を図る。

２．生産目標面積

○令和６年産で県内大豆団地の水田で１，０００haの作付を目標とし、地域別、品種別の計画を作成する。

３．品種の取り扱い

○「里のほほえみ」主体の作付拡大を図るとともに、「タチナガハ」「あやこがね」については、固定の需要量を継続して確保する。

４．技術対策

○排水対策の徹底（明渠・暗渠施工、畦立て同時播種等の湿害軽減技術の推進）
○適期播種、適期収穫の徹底
○難防除雑草をはじめとする雑草対策の徹底

５．種子対策

○「里のほほえみ」については、現状、県内の種子注文総量の約４割を県外（山形県）から購入している。今後、米改良協会と農業総合センターと連携し、県産「里のほほえみ」の供給量拡大について検討していく。

６．安全確保対策

○穀類の緊急時環境放射線モニタリング検査を各市町村ごと（被災十二市町村は、旧市町村ごと）に実施し、安全性を確認する。

７．実需者対応

○県内の主な実需者を中心に、既存品種の需要実態を把握し、需要に応じた品種の作付拡大を検討する。

地域別・銘柄別等作付計画

１．県内の大豆作付面積の推移と、令和６年産までの作付計画

○中通り・会津では、既存の大豆団地を中心に作付を推進し、令和６年産で中通り２５０ha、会津２５０haの水田作付を目指す。

○浜通りでは相双の営農再開地域を中心に、大豆の団地化を推進し、令和６年産で５００haの水田作付を目指す。

県内大豆団地の水田作付推移と作付計画（案）　　単位：ha

地域	H22年産	H23年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産（計画）	R5年産（計画）	R6年産（計画）
中通り	220	339	185	167		190	220	250
浜通り	541	148	365	356		500	500	500
会津	307	327	204	176		190	220	250
合計	1067	814	754	699	781	880	940	1000

※R2年産までの数値は、県調べ。県内で1ha以上大豆作付している団地の水田面積

※R3年産の合計面積は、全農福島の出荷契約面積

※令和4～6年産の計画面積は、各地域の面積推移を参考に作成

２．品種別作付計画

（１）中通り

○固定需要の「あやこがね」「タチナガハ」を確保しつつ、面積拡大は「里のほほえみ」を中心に進める。

（２）会津

○固定需要の「あやこがね」の生産を確保する。

（３）浜通り

○固定需要の「タチナガハ」を確保しつつ、面積拡大は「里のほほえみ」を中心に進める。

大豆団地における品種別作付計画　　単位：ｈａ

品種	地域	Ｒ元年産	Ｒ２年産	Ｒ３年産	Ｒ４年産（計画）	Ｒ５年産（計画）	Ｒ６年産（計画）
里のほほえみ	中通り	149	166		130	150	180
	会津	10	11		50	70	80
	浜通り	127	172		270	270	270
計		286	349	491	450	490	530
あやこがね	中通り	11	11		10	10	10
	会津	133	71		130	140	160
	浜通り	0	0		0	0	0
計		144	82	97	140	150	170
タチナガハ	中通り	107	57		50	60	60
	会津	16	13		10	10	10
	浜通り	292	225		230	230	230
計		415	295	193	290	300	300
合計		845	726	781	880	940	1，000

※Ｒ元～２年産の品種別面積、Ｒ３年産の合計面積は、全農福島の出荷契約面積

３．単収目標

○適期播種、排水対策、難防除雑草等の技術対策徹底により、令和６年産で中通りは単収130kg/10a、会津は単収150kg/10a、浜通りは単収180kg/10aを目指す。
（参考：R2水田単収　中通り105kg/10a、会津139kg/10a、浜通り152kg/10a）

単位：kg/10a

品種	地域	R元年産	R２年産	R３年産	R４年産（計画）	R５年産（計画）	R６年産（計画）
里のほほえみ	中通り	85	114		110	120	130
	会津	230	105		130	140	150
	浜通り	132	142		160	170	180
計		111	131	－	－	－	－
あやこがね	中通り	22	29		110	120	130
	会津	59	162		130	140	150
	浜通り	0	0		160	170	180
計		56	144	－	－	－	－
タチナガハ	中通り	89	75		110	120	130
	会津	215	163		130	140	150
	浜通り	8	120		160	170	180
計		37	113	－	－	－	－
合計		65	125	－	141	151	160

※R元年～２年産の品種別単収は、全農福島の出荷契約面積より算出

単位：ﾄﾝ

品種	地域	R元年産	R２年産	R３年産	R４年産（計画）	R５年産（計画）	R６年産（計画）
里のほほえみ	中通り	127	189		143	180	234
	会津	23	12		65	98	120
	浜通り	168	244		432	459	486
計		317	457	－	640	737	840
あやこがね	中通り	2	3		11	12	13
	会津	78	115		169	196	240
	浜通り	0	0		0	0	0
計		81	118	－	180	208	253
タチナガハ	中通り	95	43		55	72	78
	会津	34	21		13	14	15
	浜通り	23	270		368	391	414
計		154	333	－	436	477	507
合計		549	908	－	1,256	1,422	1,600

資料⑤-3

水田農業高収益化推進計画（案）概要

※各地域農業再生協議会は、この計画にもとづき産地推進計画を策定し、具体的取り組みを促進してください。

福島県水田畑作課

１．水田農業高収益化推進計画

〇水田において、野菜等の高収益作物や子実用トウモロコシの導入、促進を図るため、国が認定する計画。

〇都道府県が策定する「都道府県推進計画」と市町村等が策定する「産地推進計画」がある。

〇水田農業高収益化推進計画の策定により、水田活用直接支払交付金の水田農業高収益化推進助成などを受けることができる。

〇これまで、本県での主食用米からの作付転換の中心は、飼料用米や備蓄米が中心となっているが、今後、園芸作物への転換を図っていく必要があることから、現在、東北農政局と計画案を協議中。

２．本県の計画案

（１）推進品目と目標

〇本県の計画では「福島県園芸振興プロジェクト」の主要品目となっている、きゅうり、トマト、アスパラガス、さやいんげん、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそうの7品目に加え、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、かんしょ、計１１品目の推進を図る。

〇市町村や地域協議会に働きかけ、産地推進計画の作成を推進し、更なる産地創出を図る。

品目名	用途	選定理由	目標 作付面積の拡大	
			現状値	目標値
きゅうり	生食用	・福島県園芸振興プロジェクトの主要品目。 ・全国的に出荷量が多く、販売先の確保が見込まれる品目。	241ha （令和2年）	256ha （令和7年）
トマト	生食用	・福島県園芸振興プロジェクトの主要品目。 ・全国的に出荷量が多く、販売先の確保が見込まれる品目。	140ha （令和2年）	149ha （令和7年）
トマト	加工・業務用	・機械化体系による作付拡大が期待される品目。 ・実需者と連携し、生産・販売を行うので販売先は確保されている。	9ha （令和2年）	13ha （令和7年）
アスパラガス	生食用	・福島県園芸振興プロジェクトの主要品目。 ・全国的に出荷量が多く、多くの需要があることから、出荷先が見込まれる品目。	101ha （令和2年）	116ha （令和7年）
ブロッコリー	生食用 加工・業務用	・農業法人等による機械化体系の導入による規模拡大がみられる。 ・実需者からの需要が多く、販売先の確保が見込まれる。	96ha （令和2年）	136ha （令和7年）
さやいんげん	生食用 加工・業務用	・福島県園芸振興プロジェクトの主要品目。 ・全国的に出荷量が多く、販売先の確保が見込まれる品目。	37ha （令和2年）	38ha （令和7年）
たまねぎ	生食用 加工・業務用	・県として複数産地の育成を図ることとしている。 ・他産地の端境期に出荷しており、出荷先は生食用として市場へ出荷するほか、県内実需者へ加工・業務用として出荷。	25ha （令和2年）	47ha （令和7年）
ねぎ	生食用 加工・業務用	・市場を中心として出荷。 ・加工・業務用としての需要が増加しており、農業法人等による規模拡大と併せ、実需者等との契約出荷等の増加が見込まれるため。	61ha （令和2年）	70ha （令和7年）
かんしょ	生食用 加工・業務用	・県中、相双地方を中心に、実需者と連携した作付拡大が期待される品目。 ・業者との契約栽培が広がっており、出荷先は確保されている。	9ha （令和2年）	38ha （令和7年）
りんどう	切り花用	・福島県園芸振興プロジェクトの主要品目。 ・仏花用として盆・彼岸の需要期に合わせ市場に出荷。	14ha （令和2年）	15ha （令和7年）
トルコギキョウ	切り花用	・福島県園芸振興プロジェクトの主要品目。 ・市場への出荷を中心としており、幅広い用途に利用できることから需要が高い。	28ha （令和2年）	36ha （令和7年）
宿根かすみそう	切り花用	・福島県園芸振興プロジェクト主要品目。 ・市場への出荷を中心としており、添え花として需要が高い。	28ha （令和2年）	36ha （令和7年）

（２）推進体制及び役割

〇県段階では、推進計画策定のとりまとめ、支援事業の構築、推進などを行う。

〇地域段階では、産地計画の進行管理、新たな策定、推進品目の生産・販売の拡大に取り組む。

県		地域			
		高収益化推進		推進品目の生産・販売	
水田畑作課	〇推進計画策定・とりまとめ 〇支援事業の構築・推進	地域農業再生協議会等	〇産地計画策定・進行管理 〇担い手の確保・育成 〇生産・販売対策検討	生産者	〇推進品目の生産
園芸課	〇支援事業の構築・推進 〇取り組み地域の掘り起こし 〇導入品目提案	農林事務所等	〇推進品目の生産・振興 〇技術対策指導 〇新技術普及 〇基盤整備事業実施	ＪＡ	〇営農指導 〇販売先の確保・拡大
農業振興課	〇技術対策指導 〇新技術普及			集荷・販売業者	〇販売先の確保・拡大
農業担い手課	〇担い手確保・育成				
農村計画課	〇基盤整備事業情報提供				

（３）目標達成に向けた取り組み

〇県段階において、関係各課で情報共有と進行管理を行うとともに、市町村や地域協議会の産地推進計画の作成を推進し、更なる産地の創出を図る。

〇地域段階における推進品目の振興は福島県園芸振興プロジェクトに定める農林事務所ごとの品目別プロジェクト等で推進。

推進品目ごとの取組（例）※野菜と花を１つずつ記載			
品目名	取組内容		
	作付面積の拡大	収量の向上	販売額の向上
きゅうり	〇新規栽培者を確保 〇施設及び省力化技術の導入	〇施設及び省力化技術の導入 〇病害虫防除を徹底 〇暗渠排水等の設置や作付前の明渠排水等の排水対策を徹底	〇集出荷施設を活用し品質の均一化と市場占有率の維持 〇販売促進活動等の産地PRにより単価向上
りんどう	〇需要期前後に出荷となる品種やピンク、白、パステル等の品種の導入	〇老化した株の計画的な改植を促進 〇優良品種を導入 〇暗渠排水等の設置や作付前の明渠排水等の排水対策を徹底	〇需要期の確実な出荷 ・〇レンジメント向け等の需要拡大

資料⑤-4

地力増進作物の推進

１．概要

（１）水田活用の直接支払交付金

○産地交付金の追加配分（２０千円／１０ａ）の対象。

○県及び地域農業再生協議会の「水田収益力強化ビジョン」本文に地力増進作物の目的や取組方針を明記するとともに、同ビジョンの個票に各地域の取組方針に沿う具体的な取組内容（例：後作として水稲から大豆等に転換する等）を定めることが必要。

（２）環境保全型農業直接支払交付金との関係

○産地交付金と環境保全型農業直接支払交付金は、交付金の位置づけが異なるため、それぞれの要件を満たしていれば、両方の交付を受けることは可能。

○しかしながら、作成する５年間の事業計画のなかに位置付けられている対象活動の作物と産地交付金で取り組む作物との整合性に留意する必要。

○なお、環境保全型農業直接支払交付金では、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取り組みと併せて行う別添対象取り組みに対し一定単価を交付。

２．福島県内の現状

○市町村における産地交付金の対象作物としての地力増進作物の交付状況および環境保全型農業直接支払交付金の取り組み状況と対象支援作物の状況は別添のとおり。

３．推進にかかる留意点

○地力増進作物の作付けとしては令和４年産からということになるが、その後の後作として水稲から何に転換するのかということが最も需要なポイント。

○環境保全型農業直接支払交付金の交付は、結果論であり、当初からそのことを目的として取り組むことは避けるべき。

４．令和４年産における取り組み

（１）重点推進地域

○産地交付金の対象作物としての地力増進作物の取り組み市町村および環境保全型農業直接支払交付金の取り組み市町村を中心として取り組みを拡大。

（２）説明会の開催

○今後の地域農業再生協議会向け説明会において取り組み事例の説明の機会設定を予定。

５．問い合わせ先

○各農林事務所農業振興部・農業普及所

以上

＜添付資料＞

○産地交付金設定一覧（平成２７・２８・２９年度）

○環境保全型農業直接支払交付金実施状況（令和２年度）

○環境保全型農業直接支払交付金支援水準

地力増進作物取り組み実績（産地交付金設定一覧）

単位：a

	H27年度	H28年度	H29年度
地域協議会名	地力増進	地力増進	地力増進
福島市地域農業再生協議会			
二本松市地域農業再生協議会			
伊達市地域農業再生協議会			
本宮市地域農業再生協議会			
桑折町地域農業再生協議会			
国見町地域農業再生協議会			
川俣町地域農業再生協議会			
大玉村地域農業再生協議会			
郡山市農業再生協議会	80	42	50
すかがわ岩瀬地域農業再生協議会		300	
田村市地域農業再生協議会	100		
石川地方農業再生協議会			
三春町地域農業再生協議会			
小野町地域農業再生協議会	20		
白河市水田農業推進協議会			
西郷村農業再生協議会			
泉崎村地域農業再生協議会			
中島村地域農業再生協議会	10		
矢吹町農業再生協議会			
棚倉町農業再生協議会	1	13	
矢祭町地域農業再生協議会			
塙町農業再生協議会	50	62	
鮫川村地域農業再生協議会	190	76	75
会津若松市農業再生協議会	400	216	
喜多方市農業振興協議会	850	897	900
北塩原村農業再生協議会	6	26	26
西会津町農業再生協議会		3	
磐梯町地域農業再生協議会	6	27	30
猪苗代町農業活性化協議会			
会津みどり地域農業再生協議会	230	308	
下郷町農業再生協議会	140	144	
只見町農業再生協議会	22	16	
南会津町農業再生協議会	55	603	
―			
相馬市地域農業再生協議会	11,000	6,325	7,200
南相馬市地域農業再生協議会	78,000	6,769	6,000
広野町地域農業再生協議会			
楢葉町地域農業再生協議会			
富岡町地域農業再生協議会	2,000		
川内村地域農業再生協議会	1,100	179	
大熊町地域農業再生協議会	1,700		
双葉町地域農業再生協議会	1,640		
浪江町地域農業再生協議会	5,749	169	
葛尾村地域農業再生協議会	720		
新地町地域農業再生協議会	370	312	310
飯舘地域農業再生協議会			
いわき地域農業再生協議会			
合計	104,439	16,487	14,591
該当協議会数	24	19	8

令和２年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況 （福島県）

取組市町村	実施件数（単位：件）	実施面積（単位：ha）	支援対象取組別									作物区分別					交付金額（単位：千円）
			堆肥の施用	カバークロップ	リビングマルチ	草生栽培	不耕起播種	長期中干し	秋耕	有機農業	地域特認取組	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	
1 福島市	6	54	24	－	－	－	－	－	－	6	24	44	－	－	10	－	3,059
2 会津若松市	5	76	－	3	－	－	－	－	41	30	1	68	0	5	－	3	3,877
3 郡山市	3	19	11	－	－	－	－	－	－	7	－	19	－	－	－	－	1,377
4 いわき市	2	6	－	－	－	－	－	－	－	6	－	6	－	－	－	－	751
5 白河市	2	4	1	－	－	－	－	－	－	2	1	4	－	－	－	－	323
6 須賀川市	7	114	4	99	－	－	－	－	－	－	11	114	－	－	－	－	6,581
7 喜多方市	38	877	147	662	－	－	－	－	1	40	28	763	3	8	0	104	52,488
8 相馬市	7	161	14	139	－	－	－	－	－	7	－	161	－	－	－	－	9,911
9 二本松市	6	42	17	－	1	－	－	－	－	15	8	26	2	11	－	3	3,069
10 南相馬市	2	11	－	－	－	－	－	－	－	11	－	11	－	－	－	－	1,369
11 本宮市	1	35	35	－	－	－	－	－	－	－	－	35	－	－	－	－	1,547
12 大玉村	1	81	81	－	－	－	－	－	－	－	－	81	－	－	－	－	3,565
13 天栄村	1	151	58	－	－	－	－	－	8	1	83	151	－	－	－	－	6,995
14 北塩原村	2	1	1	0	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	45
15 西会津町	2	106	－	66	－	－	－	－	－	2	38	106	－	－	－	－	5,888
16 磐梯町	1	12	－	－	－	－	－	－	－	12	－	12	－	－	－	－	374
17 猪苗代町	1	12	－	－	－	－	－	－	－	－	12	12	－	－	－	－	858
18 会津坂下町	2	181	173	2	－	－	－	－	－	4	4	181	－	－	－	－	8,299
19 湯川村	4	63	21	36	－	－	－	－	－	1	5	63	－	－	－	－	3,509
20 会津美里町	1	126	16	－	－	－	－	－	－	25	85	119	1	2	1	2	7,825
21 西郷村	2	35	35	－	－	－	－	－	－	－	－	35	－	－	－	－	1,549
22 矢吹町	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	139
23 石川町	2	25	24	－	－	－	－	－	－	1	－	25	－	－	－	－	1,137
24 平田村	2	12	12	－	－	－	－	－	－	1	－	12	－	0	－	－	596
25 三春町	1	2	－	－	－	－	－	－	－	2	－	1	－	1	－	－	299
26 広野町	1	18	18	－	－	－	－	－	－	1	－	18	－	－	－	－	861
27 新地町	2	54	－	54	－	－	－	－	－	－	－	－	51	2	－	－	3,229
合 計	105	2,279	692	1,060	1	－	－	－	51	175	301	2,069	57	29	11	113	129,520

注1：環境保全型農業直接支払交付金の取組実績のない市町村は、表中に掲載していない。
注2：表中の数値については、表示単位を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
注3：表中に使用した記号は次のとおりである。「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）。「－」：事実のないもの。
注4：交付金額は、国と地方公共団体が交付（交付割合１：１）した額の合計である。

Ⅴ 対象活動

1 支援の水準

【 交付単価 】

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組 に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価（国と地方の合計）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ（うち、小麦・大麦等）		5,400円/10a（3,200円/10a）
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種		3,000円/10a
長期中干し		800円/10a
秋耕		800円/10a

※１ 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。施用量や播種量に決まりがありますので、詳しくは次ページ以降をご覧ください。

※２ 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

地域特認取組	交付単価（国と地方の合計）
地域特認取組※3 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※３ 対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。詳細については、都道府県、市町村にご確認ください。

⚠ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

資料⑤-5

青刈りとうもろこしの推進

１．概要

（１）制度の枠組

○戦略作物助成（３５千円／１０ａ）の対象。

（２）生産・流通実態

○飼料用トウモロコシ（デントコーン）を完熟前に収穫、茎・葉・実すべてを利用し、ラッピングするかバンカーサイロで保管。

○酪農家への販売、流通実態は県内・県間流通双方存在。

○栽培暦（西郷村）の事例、別添のとおり。

（３）販売価格・手取水準

○生産者買取価格８千円／ロール（税込み）程度。

○５～６ロール／１０ａ程度の収穫（300～350kg／ロール）。

２．福島県内の現状

○県内生産は、令和３年産で１４３ｈａ程度の作付け、なお、一部地域では子実トウモロコシの生産も実施。

○地域農業再生協議会別生産状況は別添のとおり。

３．取り扱いにかかる留意点

（１）需要動向

○農林水産省で需要量調査を実施中（年内取りまとめ予定）

（２）機械・組織への助成

○地域ぐるみの自給飼料増産の取り組みとして飼料生産組織の機械導入等への支援措置要求中（令和４年度予算）

※畜産生産力・生産体制強化対策事業（飼料生産利用体系効率化対策）

（３）種子の供給

○各ＪＡ等から供給（購入）は可能と想定されるので、要確認。

４．令和４年産における取り組み

（１）重点推進地域

○既存地域農業再生協議会を中心として取り組み拡大。

（２）研修会開催

○今後現地研修会の開催を予定。

５．問い合わせ・技術的支援対策

○各農林事務所・農業普及所

以上

＜添付資料＞
〇令和３年度飼料用とうもろこし取り組み実績一覧
〇水田の作付け転換に「青刈りとうもろこし」つくりませんか！？
　（農林水産省）

飼料用トウモロコシ栽培暦（西郷村）

◎　利用者に安心して購入してもらえるよう、『栽培暦』を遵守した栽培管理に努めましょう。
◎　病害虫防除、雑草防除に当たっては、農薬容器等の表示ラベルを良く確認し、正しく使いましょう。
◎　本暦ではサイレージ利用について記載しています。

令和２年１２月　福島県県南農林事務所農業振興普及部

時期	４月			５月			６月			７月			８月			９月			１０月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
栽培管理・作業	ほ場準備（堆肥・土壌改良材・基肥散布）		は種・除草剤散布				獣害対策・雑草防除									収　穫（適期は黄熟期）					

栽培管理のポイント

1　土づくり

土壌分析結果を参考に、土壌改良資材量と堆肥の散布量を決めて、散布を行う。

散布量の目安
- 牛ふん堆肥４～5t/10a
- 石灰100～200kg/10a
- ようりん60～80kg/10a

2　耕起・整地

耕起は耕深25cm以上を目標とする。
→吸肥性と耐倒伏性の向上
整地・鎮圧は丁寧に行う。
→発芽揃い・除草剤効果良好
※前作の残渣や雑草等が多い場合は、は種作業に支障となるため、反転と十分な砕土・整地を行う。

3　基肥施用

堆肥を施用する場合は、化学肥料を減らす。

予想収量５～６ｔ/10aに対する必要量

窒素 kg/10a	リン酸 kg/10a	カリ kg/10a
20	18	20

※各必要量は、成分量です

4　は種

は種時期：日平均気温が約10℃になった頃
（早播きの限界はソメイヨシノの満開期）
- 早すぎる→発芽不良・遅霜
- 遅すぎる→病気多発・台風被害

白河の4月の平均気温（℃）

上旬	8.0
中旬	10.0
下旬	12.1

は種量（栽植密度）
品種ごとの最適栽植本数を守る。
密植は、病害虫多発、耐倒伏性低下、稔実不良などを招く。

<参考>栽植本数と畦幅、株間の関係

本数（本/10a）		畦幅（cm） 70	75	80
6,500	株間（cm）	22.0	20.5	19.2
6,750		21.2	19.8	18.5
7,000		20.4	19.0	17.9
7,500		19.2	17.8	16.7
8,000		17.9	16.7	15.6
8,500		16.8	15.7	14.7

鳥害対策
- は種から発芽後1週間が鳥害のピークとなる。
- 種子に忌避剤を粉衣する。
- ほ場にテグスなどを張り巡らせる。

忌避剤名	対象鳥	使用量
ｷﾋｹﾞﾝ	ｶﾗｽ、ﾊﾄ	乾燥種子重量の1%
ｷﾋｹﾞﾝR-2ﾌﾛｱﾌﾞﾙ	ｶﾗｽ、ｽｽﾞﾒ、ﾊﾄ、ﾑｸﾄﾞﾘ	乾燥種子1kgあたり原液20ml

5　除草剤散布

は種直後（出芽前）または生育初期に行う。
各薬剤ごとの使用回数は１回とする。（ｹﾞｻﾞﾉﾝｺﾞｰﾙﾄﾞとｹﾞｻﾞﾌﾟﾘﾑﾌﾛｱﾌﾞﾙはどちらか１回の使用とする）
早朝または夕方に、全面かつ均一に散布する。また、薬害を防ぐために丁寧にムラなく1回散布とする。
排水不良畑や砂質土壌では散布後の降雨で薬害が出やすいため、天候に注意する。
雑草の種類や発生時期により除草剤の使用効果が異なるため、最適な除草剤を選ぶ。

※１　砂土では使用しない　　出典：令和２年度版福島県農作物病害虫防除指針

6　獣害対策

中山間地域ではイノシシやクマによる食害が多発しているため防護柵や電気柵を設置する。
電気柵は、クマ対策の場合、地面から20cm間隔で3段。イノシシ対策の場合、地面から20cm間隔で2段。
電気柵を設置している間は、電圧が4，000V以上に保たれているか確認する。
周辺に藪があると、イノシシ等の住みかになるとともに、侵入の機会が多くなるため、藪の刈り払いを併せて実施する。

7　収穫

サイレージ用トウモロコシの収穫は**黄熟期**で行う。
栄養価が高く、良質な発酵が期待できる。

収穫時期	期間	10a当たり収量 生草	乾物	TDN
水熟期	約10日	7.1t	1.13t	749kg
糊熟期	約17日	6.2	1.6	1,124
黄熟期	約13日	5.3	1.8	1,166

〔黄熟期の判定方法〕「ミルクライン」による方法
雌穂の中央部の断面の子実を見て、黄色い部分と白い部分の境目の線（ミルクライン）が、子実の中央部にきた時。

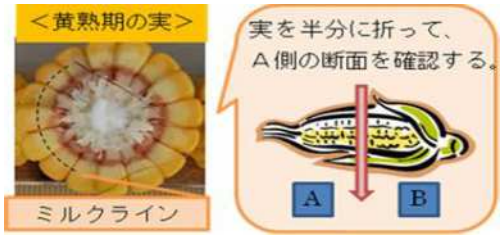

地域協議会名	令和3年度		
	飼料用とうもろこし		
		子実用	青刈り
	(a)	(a)	(a)
福島市地域農業再生協議会	372		372
川俣町地域農業再生協議会	1,000		1,000
桑折町地域農業再生協議会	0		
国見町地域農業再生協議会	24		24
大玉村地域農業再生協議会	0		
伊達市地域農業再生協議会	243		243
二本松市地域農業再生協議会	82		82
本宮市地域農業再生協議会	17		17
郡山市農業再生協議会	5		5
須賀川市地域農業再生協議会	87		87
鏡石町地域農業再生協議会	529		529
天栄村地域農業再生協議会	11		11
三春町地域農業再生協議会	7		7
小野町地域農業再生協議会	400	0	400
石川町農業再生協議会	53		53
玉川村農業再生協議会	10		10
平田村農業再生協議会	1,002		1,002
浅川町農業再生協議会	781		781
古殿町農業再生協議会	107		107
田村市地域農業再生協議会	243	42	201
西郷村農業再生協議会	7,097		7,097
中島村地域農業再生協議会	0		
矢吹町農業再生協議会	0		
泉崎村地域農業再生協議会	0		
棚倉町農業再生協議会	274		274
矢祭町地域農業再生協議会	111		111
塙町農業再生協議会	61		61
鮫川村地域農業再生協議会	288		288
白河市農業再生協議会	60		60
会津若松市農業再生協議会	0		
磐梯町地域農業再生協議会	0		
猪苗代町農業活性化協議会	0		
喜多方市農業振興協議会	112		112
北塩原村農業再生協議会	0		
西会津町農業再生協議会	0		
会津みどり地域農業再生協議会	14		14
下郷町農業再生協議会	0		
只見町農業再生協議会	0		
南会津町農業再生協議会	0		
相馬市地域農業再生協議会	0		
新地町地域農業再生協議会	108	108	
飯舘地域農業再生協議会	0		
大熊町地域農業再生協議会	0		
双葉町地域農業再生協議会	0		
浪江町地域農業再生協議会	0		
葛尾村地域農業再生協議会	0		
広野町地域農業再生協議会	0		
楢葉町地域農業再生協議会	0		
富岡町地域農業再生協議会	0		
川内村地域農業再生協議会	0		
南相馬市地域農業再生協議会	1,164	499	665
いわき地域農業再生協議会	29		29
合計	14,291	649	13,642

水田の作付転換に
「青刈りとうもろこし」
つくりませんか！？

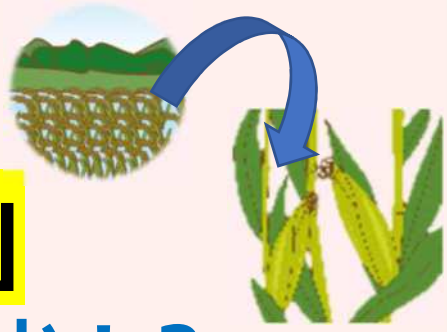

- 他の転作作物（飼料用米等）と**遜色ない所得**が期待できます。
- **水管理の手間がかかりません！**
- 機械が無い場合には地域のコントラクター等にご相談ください。
  （集団で機械を導入する場合には補助金も使えます）
- 地域ぐるみ（地域協議会など）での飼料増産の取組の支援も行います。

ご不明な点は以下までお問い合わせください

農林水産省畜産局 飼料課	03-3502-8111(代表) 03-3502-5993(直通)	東海農政局畜産課	052-201-7271(代表) 052-223-4625(直通)
北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8800(代表) 011-330-8807(直通)	近畿農政局畜産課	075-451-9161(代表) 075-414-9022(直通)
東北農政局畜産課	022-263-1111(代表) 022-221-6198(直通)	中国四国農政局畜産課	086-224-4511(代表) 086-224-9412(直通)
関東農政局畜産課	048-600-0600(代表) 048-740-0027(直通)	九州農政局畜産課	096-211-9111(代表) 096-300-6278(直通)
北陸農政局畜産課	076-263-2161(代表) 076-232-4317(直通)	沖縄総合事務局生産振興課 畜産振興室	098-866-0031(代表) 098-866-1653(直通)

農林水産省

○なんで“青刈りとうもろこし”なのか？？
～酪農家のニーズがあります！～

現在、酪農経営は大規模化が進んでいます。一方で、大規模化が進むと、飼料生産まで手が回らなくなり、特に都府県酪農では飼料自給率が下がる（輸入飼料を使う）傾向があります（下表）。

しかしながら、輸入飼料は高騰を続けており、今あらためて国産飼料に注目が集まっているのです。

100頭規模以上の大規模酪農が増えています！

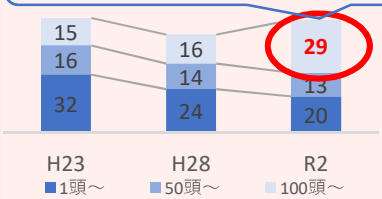

都府県酪農規模別飼養頭数（万頭）

大規模酪農では自給飼料の作付が足りていません！

	1頭あたり作付面積（ha/頭）
1頭～	0.16
50頭～	0.13
100頭～	0.06

都府県酪農規模別自給飼料作付面積（R元）

青刈りとうもろこしとは？？

飼料用とうもろこし（デントコーン）を、完熟前に収穫して、茎、葉、実の全てを利用します。収穫は、細断してロール状にしたものをラッピングするか、ラップの代わりにバンカーサイロに詰め込みます。温暖な地域では二期作を行っている事例も。

青刈りとうもろこし

収穫・細断

バンカーサイロ

ラッピング

○青刈りとうもろこしを作るメリットは？？

✓ 水管理の手間がかからないなど、**大幅な労力削減**が期待できます！

✓ **一定の収入が確保**できます！

（青刈りとうもろこしの全国平均収量は4,960kg/10a（都府県では4,220kg/10a）です。
（湿害に弱いため、特に水田転作初年度は収量が落ちる場合があります）
水田活用交付金の対象（35,000円/10a）にもなりますので、仮に4,000kg/10aの収穫で、15円/kgで販売できた場合には95,000円/10a、20円/kgであれば115,000円/10a 、30円/kgであれば155,000円/10aの収入となります。
（※収入を保証するものではありません）

✓ 温暖な地域では二期作も可能で、更なる所得upも期待できます。

○どのように始めればよいの？誰に相談すれば良いの？

まずは使ってくれる酪農家を探すことが大切です。自治体の畜産担当や表面に記載の各地の農政局にご相談ください。
また、地域のコントラクター（飼料生産組織）に生産を委託することも可能です。

地域ぐるみで取り組む場合には、**地域協議会等への支援事業**も用意しています。（定額助成。令和４年度予算にて要求中）